

議案第30号 大津市教育公務員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第30号について、ご説明いたします。当議案は、幼稚園教員の給与改定にかかるものでございます。

2ページをお願いします。

1の改正を必要とする条例は、記載のとおりです。

今回の条例改正の趣旨は、近年の共働き世帯の増加、ライフスタイルの変化を背景とする、就学前教育・保育に対する市民ニーズに対応するため、保育士と幼稚園教諭の柔軟な配置を可能とする「教育保育職」を創設することに伴って、給与体系を見直すものです。

3ページをお願いします。

3の改正内容についてですが、1つ目として、給料表を改正します。

現行では、教育職給料表（1）は現場教員、教育職給料表（2）は指導主事を対象として定めております。改正後は、幼稚園関係職員について、大津市一般職の職員の給与に関する条例に定めている行政職給料表を適用し、県からの指導主事及び小中任期付講師については新たな教育職給料表の適用を受けます。なお、改正後の教育職給料表は、現行の教育職給料表（2）を基本的に引き継いだものになります。

4 ページから 5 ページにかけては、月例給与の新旧比較の 1 例をお示ししております。記載のとおり、勤務年数や職位により様々ですが、職員個人のキャリアにより内容は異なります。

6 ページをお願いします。

2 つ目として、手当を改正します。幼稚園教諭及び幼稚園任期付講師に適用されている「義務教育等教員特別手当」を、行政職給料表の適用に伴い、廃止とします。

その他といたしまして、幼稚園教諭については、給料表の切替に伴い、令和 8 年 4 月 1 日の給料月額が 3 月 3 1 日の給料月額に達しない場合は、当分の間、現給保障を行います。

施行は、令和 8 年 4 月 1 日としております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。